

食品の放射性物質簡易検査を実施します

東日本大震災時の原発事故を受け、食の安全性に対する懸念が高まっています。町では、独立行政法人国民生活センターから放射性物質検査機器の貸与を受けました。町民の方が自家消費する食品を簡易検査できますので、希望する場合は、次の事項をご確認の上、お問い合わせください。

なお、学校給食センターでは3学期から、町立保育園では1月から、1都16県で生産・加工・製造された食品を使用する場合、検査を行います。

- ▶導入機器／ヨウ化ナトリウムNaI(Tl)シンチレーション検出器ガンマ線スペクトロメトリー食品放射能測定装置 GDM-12仕様(スウェーデン製)
- ▶簡易検査対象品／町民の方が自家消費するための食品が対象です。ただし、次の食品は対象外とします。
 - 道内(本町を除く)で生産、製造・加工、採取などされたもの。
 - 国外で生産、製造・加工、採取などされたもの。
 - 原発事故以前に生産、製造・加工、採取などされたもの。
 - 飲料水、牛乳、乳児用食品。
 - その他、既に検査済みであるなど、検査することが適当でないと認められるもの。
- ▶注意事項
 - 検査の実施は、1月15日(火)から週1日程度になります。
 - 問い合わせの際に、検査したい食品(以下、検体)の種類、量、検査希望日などについて、ご連絡ください。
 - 検体は、体積220ml以上(推奨/1,000ml)が必要です。
 - 検体は、お返しできません。
 - 検査は数時間かかりますので、検体をお預かりし、後日、検査結果をご連絡します。



導入された放射性物質検査機器

問い合わせ先／役場町民課町民相談係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

要援護者台帳の登録を行っています

町では「災害時要援護者等登録事業」を行っています。日常の見守りや災害時の支援が必要な方の情報を要援護者台帳に登録し、自治会や支援者、警察や消防などの関係行政機関に必要な情報をあらかじめ提供するものです。

災害時要援護者台帳

日常において、地域の見守りや災害時に支援が必要な方の台帳です。ご本人の了解のもと、地域や関係行政機関に事前にその方の情報を提供し、日々の見守り活動や災害時の安否確認、避難支援に役立ちます。

災害時要援護者

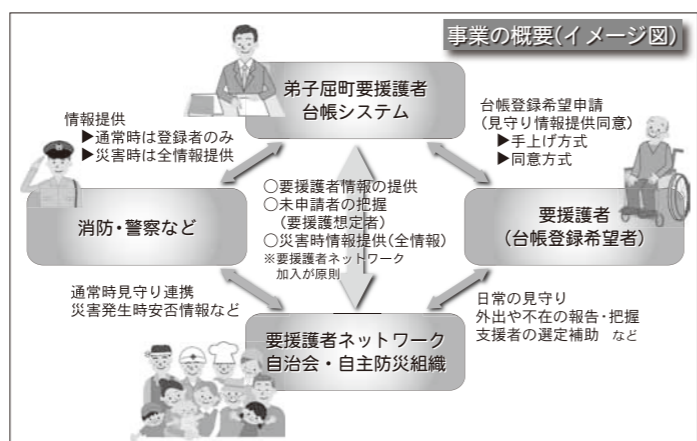
災害時などに1人で避難することができない恐れのある方で、次のいずれかに該当する方が候補者となります。候補者のうち、台帳への登録を希望し、登録された方が「災害時要援護者」となります。

- ①要介護状態区分が要介護3、要介護4、要介護5に該当する方
- ②身体障害者等級1級、または2級の方(ただし、心臓のみ、腎臓のみに障がいのある方を除きます)
- ③65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ④療育手帳がA判定の方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害等級1級の方
- ⑥その他、町長が必要と認める方

台帳登録までの流れ

台帳登録の方法には、次の2つがあります。いずれも、申し出により役場が申請書類を作成します。その後、個別避難支援プランの作成や支援者などの選定を地域と協力して行い、台帳に登録します。

- ①ご本人による申し出(手上げ方式)
- ②行政機関や地域などが、支援を必要と思われる方に対し事業の説明などを行い、ご本人の同意を得るもの(同意方式)



問い合わせ先／役場保健福祉課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費と医療費通知について

高額介護合算療養費とは

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯で1年間に支払った後期高齢者医療制度の医療費と介護保険の利用者負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。該当する方には1月下旬に申請書が郵送されますので、忘れずに手続きをしてください。 ※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は、対象となりません。また、支給額が500円未満の場合も支給されません。

◎自己負担限度額(後期高齢者医療+介護保険)

【1年分の自己負担額の計算期間/平成23年8月1日～平成24年7月31日】

負担区分		限度額
現役並み所得者(医療費の自己負担が3割の方)		67万円
一般		56万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
	区分Ⅰ(※2)	19万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税の方
- ※2 世帯全員が住民税非課税の方で、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)の方

医療費通知の発行を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を希望される方のみに発行しています。新たに発行を希望される方は、お手数ですがご連絡をお願いします。 次回の発行は3月(平成24年7～12月診療分)になります。 ※既に「発行希望」のご連絡をいただいている方については、継続して発行されます。 ※この通知を、確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問い合わせ先／役場保健福祉課医療保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

水道料金の助成を行っています

町では町内在住の高齢者世帯など、次の対象世帯の方に水道料金の一部助成を行っています。対象世帯に該当する方で、助成を希望される場合はお申し出ください。 昨年度この助成金を受給している方は、世帯状況に変動がない限り自動的に継続しますので、あらためて申請する必要はありません。

▶対象世帯／本町に住民登録をし、水道料を納付している世帯で次のいずれかに該当する世帯。ただし、生活保護法による生活扶助を受けている世帯を除きます。

- ①身体障害者等世帯／身体障害者手帳(1級または2級)、または療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方のいる世帯。
- ②母子世帯／配偶者のいない女性が18歳未満の子を扶養している世帯。
- ③高齢者世帯／70歳以上の方のみの世帯(夫婦の場合は一方が70歳以上でその配偶者が65歳以上の世帯を含む)・70歳以上の方と18歳未満の子や孫などのみの世帯。

▶助成金額／月額300円(年額3,600円)

※年度途中から対象世帯に該当となった場合は、その月から助成します。

▶申請方法／3月8日(金)までに、印鑑と振込先口座番号の分かるものをご持参の上、役場保健福祉課または川湯支所までお越しください。(来庁が困難な場合は電話連絡でも構いません)

問い合わせ先／役場保健福祉課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)